

# 地球市民かながわプラザ NPO などのための事務室 入居団体選考基準

## 1 基本事項

- 各募集期に応募を受付けた団体の内、「地球市民かながわプラザ NPO などのための事務室入居団体募集要項」の応募資格に適合する団体について選考を行う。
- 選考は「NPO などのための事務室入居団体選考委員会」（行政、有識者、および市民活動実践者などから構成されます）が本選考基準に従い、提出された応募書類により採点を行う。
- 委員一人当たりの評価点の満点は 50 点とし、出席委員の評価点の合算を各応募団体の評価点とする。
- 満点（＝出席委員数×50 点）の 60%を入居の基準点とする。
- 基準点を越えた団体のうち、評価点の高い団体から順番に、希望するタイプの事務室に入居できることとする。ただし、入居団体の希望状況や選考結果などにより、各区画の設置数などは調整出来る。

## 2 評価項目 （50点満点）

### ㊦ 事業規模 （5 点）

#### 【評価の視点・着目点】

事務室使用料を遅滞なく継続的に支払う経済力が見込まれる。

#### 【判断材料】

応募様式 2（②・⑩）、予算書、収支計算書など

### ㊧ 団体の活動実績、活動の継続性 （5 点）

#### 【評価の視点・着目点】

明確な活動目的（ミッション）に沿って自主的に活動し、実績が上がっている。その実績から、事業の継続性が見込まれる。

#### 【判断材料】

応募様式 2（③・⑤・⑥・⑦）

㉞ 事務所の有無 (5点)

【評価の視点・着目点】

神奈川県内に申請書提出時点において専用の事務所を所有しているか否かについて。

【判断材料】

応募様式 2 (㉞)

㉟ NPO などのための事務室の趣旨の理解度 (5点)

【評価の視点・着目点】

国際交流、国際協力、または多文化理解を行う団体への活動の場の提供など、NPO などのための事務室の趣旨を理解している。

【判断材料】

応募様式 1 (申請理由)、応募様式 2 (㉘・㉙)、応募様式 3 (㉑・㉒・㉓)

㊱ 事務室の必要性 (5点)

【評価の視点・着目点】

NPO などのための事務室の使用目的が明確である。事務スペースとして計画的な利用が見込まれる。

【判断材料】

応募様式 1 (申請理由)、応募様式 2 (㉑・㉒・㉓・㉔)、応募様式 3 (㉑・㉒・㉓・㉔)

㊲ 活動の発展性・将来性、自立への取り組み (5点)

【評価の視点・着目点】

入居することで、活動が将来に向けて発展・活性化していくことが期待できる。そのための、資金確保の方法が具体的・現実的である。

【判断材料】

応募様式 2 (㉚) 応募様式 3 (㉕・㉖)

㊳ 国際交流、国際協力、または多文化理解への理解 (5点)

【評価の視点・着目点】

国際交流、国際協力、または多文化理解への意義・必要性を理解し、前向きである。また、そのための取り組みについて具体的な考えがある。

【判断材料】

応募様式 2 (㉘)

㊴ 国際交流、国際協力、または多文化理解に関する活動の知識・技能・経験 (15点)

【評価の視点・着目点】

国際交流、国際協力、または多文化理解の実績や経験を蓄積しつつあり、入居後、これら分野での活動が期待できる。

【判断材料】

応募様式 2 (㉙)

### 3 採点方法

- (1) 各評価項目（評価項目㉠・㉡を除く）について、5段階評価を行なう。採点は「相対評価」ではなく各団体の「絶対評価」とする。

点数	評価
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	不十分な点がある
1点	妥当でない

- (2) 評価項目㉢については、申請書提出時点での神奈川県内における専用事務所の所有状況により評価を行なう。配点は下表の通り。

点数	評価
5点	所有していない ※所有しているが、やむを得ない理由により退去しなければならない場合を含む
1点	所有している

- (3) 評価項目㉣については、下表の配点での5段階評価を行なう。

点数	評価
5点×3=15点	特に優れている
4点×3=12点	優れている
3点×3=9点	普通
2点×3=6点	不十分な点がある
1点×3=3点	妥当でない

### 4 評価点が同点となった場合

- (1) 評価項目㉠の評価点が高い団体を優先入居団体とする。
- (2) 評価項目㉠が同点の場合は、評価項目㉡の評価点が高い団体を優先入居団体とする。
- (3) 評価項目㉠および㉡が同点の場合は、委員立会いのもと、事務局職員の代理によるくじ引きにより入居優先団体を決定する。

## 5 選考にあたっての留意点

- (1) NPO などのための事務室入居団体選考委員会（以下、委員会とする。）委員（以下、委員とする。）の関係団体（役員や会員となっている団体）が応募する場合は、当該委員の自己申告により、入居団体選考には関わらないこととする。
- (2) 前項の場合（委員の関係団体が応募する場合）を除き、今回の募集・応募に関して委員との接触があった者の応募は、無効とする。
- (3) 基準点を満たすものの、入居団体として選考されなかった団体については、入居待機団体として委員会議事録に記載し、区画に空きが生じた際には、評価点の高い順番に入居を案内する。

以上